

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (1)危機管理体制の構築</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>危機管理体制の構築</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係者の連携のもと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)自分で守る（情報伝達、避難体制整備） 2)みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用） 3)地域で守る（まちづくり、地域整備） <p>の観点から、危機管理施策を検討して実施する。</p> <p>1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</p> <p>①防災意識の啓発 過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。</p> <p>②洪水情報等の収集及び提供</p> <p>③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。</p> <p>④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定を表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「浸水想定区域図」が未公表の河川については、速やかに浸水想定区域を指定・公表する。これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、平成 21 年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、「水害に強い地域づくり協議会」において関係自治体間の連携、調整を行う。 ○避難訓練等の実施 ○災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。</p> <p>⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。</p>	

点 検 項 目 危機管理体制の構築

1. 施策の概要

2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)

①水防活動、水防訓練への支援

水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方策を検討する。

②防災ステーション、水防拠点の整備

水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、草津川放水路において継続して実施する。他の地区についても自治体と連携して防災ステーションの整備について検討する。

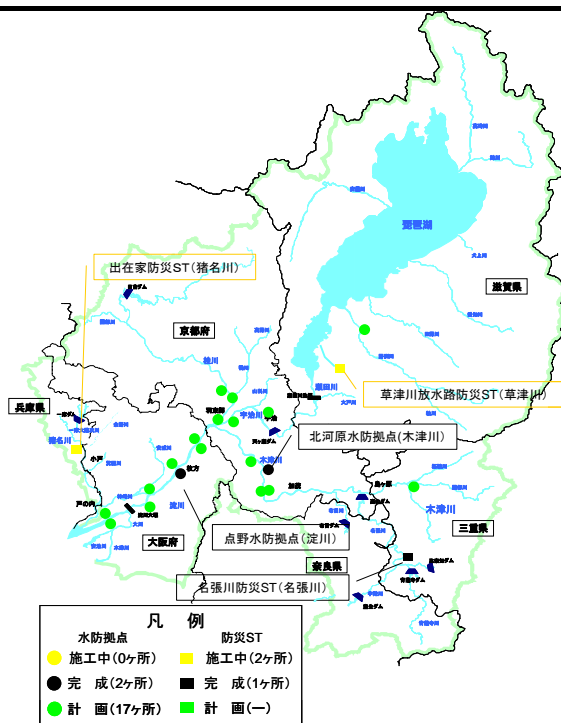
なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する。また、水防拠点を18箇所整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。

なお、淀川本川においては、整備済の点野地区を含めた8地区について、高規格堤防整備とあわせて整備する。

③緊急復旧体制の整備

④非常用資機材の備蓄

⑤排水ポンプ場の運用の検討



3) 地域で守る(まちづくり、地域整備)

①公共施設等の耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化(建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする)の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。

<耐水型都市のイメージ>



②水害に強いまちづくり

浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、道路等の盛土構造物等を二線堤として活用する方策等についても検討する。

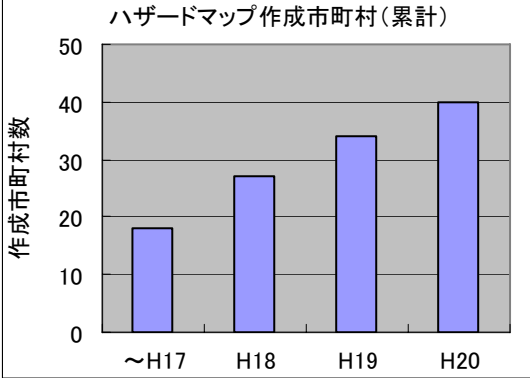
③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化

森林等が有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する。

- ・ 新規・既開発地における調整池等の設置
- ・ 公共施設における地下貯留施設の設置
- ・ 家庭における雨水マスの設置
- ・ 民間施設における貯留施設の設置 等

点 検 項 目	危機管理体制の構築
1. 施策の概要	
4) 災害対応プログラム	
<p>施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画（アクションプラン）を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p>	
<p>< 観点と指標 ></p>	
<p>「危機管理体制の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p> <p>[指標] 災害体験者からの災害状況の聞き取りおよびその情報発信内容</p> <p>[指標] 自治体、水防団、マスメディア等との情報共有のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>[指標] ハザードマップの作成内容・作成済市町村数</p> <p>[指標] まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置の内容・設置数</p> <p>[指標] 災害要援護者に配慮した非難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容</p> <p>[指標] 地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</p> <p>[指標] 水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p> <p>[指標] 水防拠点整備の内容・箇所数</p> <p>[指標] 公共施設の耐水化の内容</p> <p>[指標] 災害対応プログラムの作成内容</p> <p>[指標] 水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数</p> <p>【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制／分散対策の実施状況</p> <p>[指標] 流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量</p> <p>[指標] 洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容</p> <p>[指標] 河川整備計画と都市計画との調整の内容</p>	

点 検 項 目	危機管理体制の構築										
2. 進捗状況	3. 点検結果										
<p>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p> <p>【指標】災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容</p> <p>災害体験者からの災害状況の聞き取りは、平成15年度に淀川水系における過去の水害被害地域を対象に、地域の水害体験者を発掘し、担当者や地域のこども達が直接聞き取り調査を行った。さらに、平成16年度より聞き取りや、現地資料収集を進めると共に、収集した資料を活用して、次世代への継承をはかるために、地域自治会や子どもを対象としたワークショップを開催した。</p> <p>平成19年度にはより効果的なワークショップのあり方を検討すると共に、実践していく場として、地域の小学校に注目し、水害ワークショップを行い自助意識の醸成に努めた。</p> <p>【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>自治体、水防事務組合、テレビ局、地元ケーブルテレビ等へ光ファイバー等を接続し、河川情報や画像情報を提供した。</p> <p>情報提供している団体数の累計を以下に示す。</p> <div data-bbox="327 1070 786 1417" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>情報共有団体数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載</p> <p>また、平常時から危機管理能力の向上を図るため、堤防の決壊を想定したシミュレーション訓練や総合防災演習、陸閘の操作訓練を自治体や水防団と連携して毎年定期的実施している。</p> <p>自治体や水防事務組合が組織する水防団とは、水防連絡会を毎年定期的開催し、沿川の危険箇所や災害時の連絡体制等について情報交換を行っている。</p>	年度	団体数(回)	～H17	23	H18	25	H19	29	H20	38	<p>万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成をすべく、水害に強い地域づくりのための啓発活動により地域で水害を伝えることの重要性について共有できた。また、水害ワークショップの受け皿として地域や学校の存在を確認できた。</p> <p>今後も継続して実施していくためには、表現ツール（誰でもわかりやすい物等）やそのノウハウを生かしさらに地域との連携を深める必要がある。</p> <p>関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供した団体数も増加した。</p> <p>今後も関係自治体等と連携してさらに避難態勢の整備の支援や情報共有を促進し取り組んでいく。</p>
年度	団体数(回)										
～H17	23										
H18	25										
H19	29										
H20	38										

点 検 項 目	危機管理体制の構築										
2. 進捗状況	3. 点検結果										
<p>[指標]ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数 直轄管理区間に関連するハザードマップは 50 市町村中 40 市町村において、作成済み。平成 20 年度までに作成した市町村数の累計を下記に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="272 421 804 797"> <caption>ハザードマップ作成市町村(累計)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>作成市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	期間	作成市町村数	~H17	18	H18	28	H19	35	H20	40	<p>ハザードマップ作成、まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績表示看板等の設置が進んでおり、ソフト対策が着実に実施されている。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらに設置数の増加に取り組むとともに、住民に対して、周知徹底し災害時の危険回避に備える。</p>
期間	作成市町村数										
~H17	18										
H18	28										
H19	35										
H20	40										
<p>[指標]まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置の内容・設置数</p> <p>浸水想定区域表示看板やまるごとまちごとハザードマップの設置箇所数を以下に示す。地元自治体と連携して啓発を続けた結果、宇治市内の一つの自治会では、57枚のまるごとまちごとハザードマップを自治会全域に設置することに協力していただくことができた。</p> <p>浸水想定区域表示看板(26 箇所) (大阪市、京都市、草津市(試行)等)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップ(91 箇所) (八幡市(1)、宇治市(57)、尼崎市(10)、伊丹市(5)、池田市(4)、川西市(14))</p>											
<p>点検項目「危機管理体制」の[指標]まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数と重複掲載</p>											
<p>[指標]災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容</p> <p>自治体で作成する避難勧告・指示の発令基準の等の整備を府県とも連携し支援を行った事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)」(案)-直轄区間および兵庫県管理区間-作成にあたり支援(平成20年度 川西市) ・「避難準備(要配慮者避難)情報、勧告又は指示の実施要領」等の策定を支援。(平成19年度 久御山町) ・市町村が策定する災害時要援護者の避難支援プランの策定を支援(平成20年度~滋賀県湖南流域水害協議会) <p>また、その他の市、町についても、水害に強い地域づくり協議会における検討テーマとして取り組んでいる。</p>	<p>自治体が行う、避難勧告等の発令基準や実施要領の作成の支援を川西市、久御山町、滋賀県湖南流域等で実施した。水害に強い地域づくり協議会等において自治体と緊密な連携を図ることにより、実施要領作成にあたってのきめ細かな対応ができた。</p> <p>今後も関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>										
<p>[指標]地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</p> <p>地下空間利用者が避難・情報伝達体制の整備を行うにあたり、支援を実施した事例を以下に示す。</p>	<p>地下街については、自治体が地域防災計画等に施設と情報伝達経路を記載しているほか、管理者により避難確保</p>										

点 検 項 目	危機管理体制の構築								
2. 進捗状況	3. 点検結果								
<p>・京都では、平成 18 年度に地下街等の施設と情報伝達経路を地域防災計画に記載。また、施設管理者において、避難確保計画を作成済み。平成 19 年度には、地下空間にある民間等施設について、避難確保計画を作成する旨指導を実施した。</p> <p>・大阪地下街を管理する大阪地下街株式会社は、淀川堤防決壊による外水氾濫、集中豪雨による内水浸水に対して避難の確保をはじめ止水対策等に資するため、平成 18 年 12 月に梅田地下空間避難確保計画を策定した。</p> <p>また、水害に強い地域づくり協議会の中でも、「淀川洪水から人命を守る検討」の中で検討の一部として、地下施設などの被害状況の把握や情報伝達方法等について検討を始めた。</p>	<p>計画の策定が進められている。梅田地下街では梅田地下空間避難確保計画が策定されホームページで公開され利用者に周知されている。</p> <p>今後も関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>								
<p>[指標]水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p> <p>水防活動に対する意識啓発を目的とした水防団活動や水防工法に関する講演や出前講座について、平成 18 年度から平成 20 年度の各年度の実施回数を以下に示す。</p> <div data-bbox="252 1012 790 1377" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>水防に関する講演・出前講座の実施回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	実施回数(回)	H18	11	H19	15	H20	18	<p>水防に関しては、住民や水防関係者に水防活動への理解を深めていただくため、水防団活動や水防技術に関する講演や出前講座を年間 10 回～20 回程度実施している。</p> <p>水防団員の高齢化等への対策の観点からも、さらなる普及に努めていく。</p>
年度	実施回数(回)								
H18	11								
H19	15								
H20	18								
<p>[指標]水防上の拠点整備の内容・箇所数</p> <p>防災ステーション、水防拠点の整備箇所を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ステーション <ul style="list-style-type: none"> 完 成：名張川 整備中：出在家（猪名川）、草津川 ・水防拠点 <ul style="list-style-type: none"> 完成：点野（淀川）、北河原（木津川） 	<p>水防上の拠点については、防災ステーション全 3 箇所のうち、完成が 1 箇所、整備中が 2 箇所、また、水防拠点全 19 箇所のうち、完成が 2 箇所となっている。</p> <p>今後もさらなる整備に向けて地元調整等を図る。</p>								
<p>[指標]公共施設の耐水化の内容</p> <p>建築物の耐水化に関する取り組み事例としては、平成 18 年度に草津市で施行された「建築物の浸水対策に関する条例」がある。</p>	<p>公共施設の耐水化については、地域としての取り組みが行われている、草津市の条例のような事例もある。</p> <p>今後はこのような事例を踏まえながら他の地域でも取り組みの支援を進める。</p>								

点 検 項 目	危機管理体制の構築
2. 進捗状況	3. 点検結果
<p>[指標]災害対応プログラムの作成内容 水害に強い地域づくり協議会の活動を中心にして、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討している。これらに基づいて防災機関・企業・住民等が共通のシナリオの沿った具体的な行動計画を共有し、危機管理体制の構築、強化を図ることのできる災害対応プログラムを作成していくとしている。</p> <p>[指標]水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数 ・淀川河川事務所管内においては、全 26 市町が参画し、毎年延べ 10 回程度(平成 20 年度は延べ 11 回)協議会を開催。 ・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県内湖南圏域、湖北圏域、東近江圏域の 3 ブロック全 26 市町のうち 18 市町で協議会を年に 1～2 回開催。 ・猪名川河川事務所管内においては、全 10 市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年 1～3 回)、専門部会(年 1 回)を開催。 ・木津川上流河川事務所管内においては平成 18 年度に 2 度、準備会として実施し、正式協議会発足に向けて調整をおこなっていた。しかし、自治体には総合的な防災への対応が求められており、今後、早急に設立すべく準備中。</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の〔指標〕協議会等の設置状況と重複掲載</p>	<p>災害対応プログラムの作成は、水害に強い地域づくり協議会の検討テーマとして、今後とも関係自治体と検討を進める。</p> <p>水害に強い地域づくり協議会の設立は進んでおり、関係自治体と連携して着実に進めている。</p> <p>未設置の地域では、今後の設置に向けて準備を進めていく。</p>
	<p>破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況についてのまとめ 水害に強い地域づくり協議会の活動等とおして自治体との連携を深めるとともに、情報伝達体制の基盤整備・防災ステーション等のハード整備やハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の危機管理体制の構築が進んでいる。</p>
<p>[観点]河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況 淀川水系では猪名川において洪水エネルギーを河川及び流域で配分する総合治水対策を進めている。</p> <p>[指標]流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量 大阪府(豊中市、池田市、箕面市)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、公園・校庭・各戸等の貯留施設を整備している。流域の市街化は、昭和 55 年時点で 14.2%(小戸上流域)で、想定 25.0%に対して、平成 20 年時点で 17.1%となっている。猪名川流域総合治水対策として、流域分担の進捗は 59.4%まで達した。 猪名川流域総合治水対策における流域整備計画の進捗状況を以下に示す。</p>	<p>総合治水対策としては、猪名川流域で、流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により、流域における保水・貯留機能の確保や都市計画との調整を行い、市街化の進捗を上回る流域対策を実施している。</p> <p>今後も引き続き関係機関と調整を図り、進捗に努める</p>

点 検 項 目	危機管理体制の構築
----------------	------------------

2. 進捗状況	3. 点検結果
----------------	----------------

H20.3末現在

市 町 名	合 計		
	流域整備計画 における 対策容量(m3)	実 施 状 況 S56.1~H20.3	
		対策容量	進捗率
池 田 市	15,000	27,650	184.3%
箕 面 市	264,000	0	0.0%
豊 能 町	64,100	39,158	61.1%
大阪府 計	343,100	66,808	19.5%
川 西 市	270,700	350,186	129.4%
猪名川町	415,300	177,370	42.7%
宝塚市		16,433	
兵庫県 計	686,000	543,989	79.3%
合 計	1,029,100	610,797	59.4%

[指標]洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容

銀橋上流付近は、遊水地域として、自然遊水機能（10ha）を保持し、また、上流支川においても地形等により遊水機能のある区域（98ha）を確保・保持することとしている。具体的な対策を以下に示す。

①市街化調整区域の保持：遊水地域については、市街化調整区域を保持する。

②盛土の抑制：公共残土の処分については、遊水地域に処分しないものとし、公共事業の発注に際し、残土処分の条件を付けるものとする。

なお、民間残土等の処分についても許可行為を伴う工事については、許可申請時に指導を行う。

[指標]河川整備計画と都市計画との調整の内容

大阪府（豊中市、池田市、箕面市）、兵庫県（尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、都市計画法による計画時の市街化調整区域を極力保持していくものとする。

なお、やむを得ず新たに市街化区域の線引きの計画変更を行う場合は、軽微な変更を除き、有効な保水機能保全対策の確保について、本協議会において調整を図ることとしている。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (2)堤防強化の実施
-----------------	--

点 検 項 目	堤防強化の実施
---------	---------

1. 施策の概要

堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。

このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。

また、あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。

詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。

<各河川における堤防強化の進め方>

堤防強化区間一覧

(単位:km)

区間概要	堤防強化の実施済区間	堤防強化を実施する区間	①優先整備区間	②人口稠密区間	③高水位継続区間	④その他の区間	それ以外の区間
			安全性が特に低くかつ被災履歴のある区間	背後地に人口資産が稠密に集積している区間	琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区間	①～③以外で、戦後最大洪水で破堤の可能性がある区間、現堤が高い区間・人家密集区間等(緊急区間)	
整備目標	実施済	概ね30年	2～3ヶ年 (平成21年度目途)	5ヶ年を目途	10ヶ年を目途	10ヶ年を目途	計画的に順次実施
淀川本川	14.8	17.0		17.0			
宇治川	1.1	3.5	0.6		2.9		
桂川	1.4	5.1					5.1
木津川下流	6.2	42.0	2.5			9.5	30.0
木津川上流	1.3	1.4					1.4
猪名川	8.9	0.3					0.3
瀬田川	1.6	0.0					
野洲川	1.7	7.7					7.7
計	37.0	77.0	3.1	17.0	2.9	9.5	44.5

※H21.3時点

<観点と指標>

- 「堤防強化の実施」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。

【観点】堤防の強化対策の実施状況

[指標]HWL以下、浸透、浸食対策実施内容・延長

[指標]堤防天端以下、浸食対策実施内容・延長

[指標]堤防天端舗装実施内容・延長

[指標]側帯整備実施内容・延長

点 検 項 目 | 堤防強化の実施

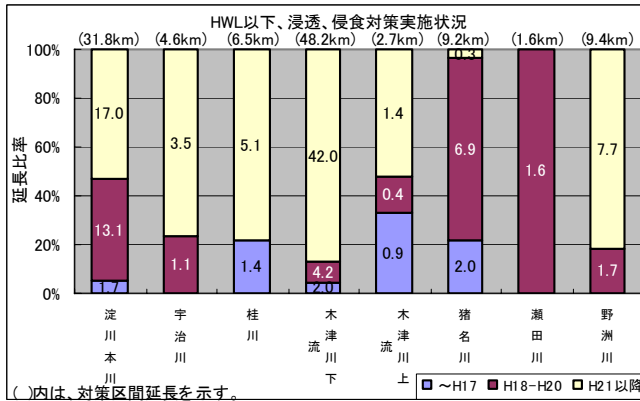
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】堤防の強化対策の実施状況

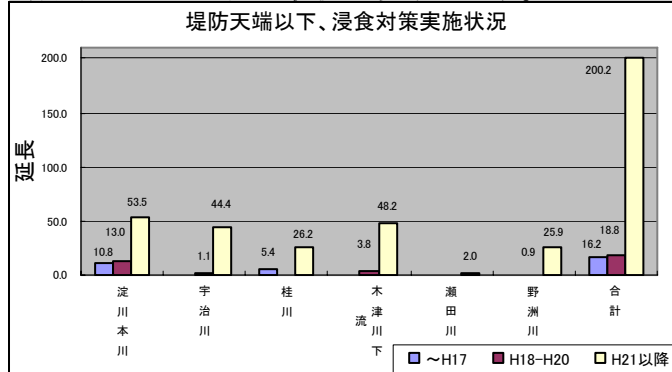
【指標】HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長

各河川における実施状況を以下に示す。



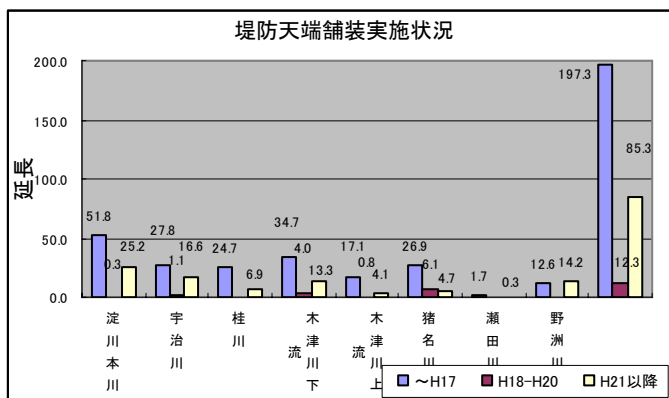
【指標】堤防天端以下、浸食対策実施内容・延長

各河川における実施状況を以下に示す。



【指標】堤防天端舗装実施内容・延長

各河川における実施状況を以下に示す。



【指標】側帯整備実施内容・延長

平成20年度までに各河川に整備された2種側帯の延長を以下に示す。

- 淀川：1.2km
- 宇治川：0.5km
- 桂川：1.9km
- 草津川：0.2km
- 木津川上流：1.4km
- 猪名川：0.7km

HWL以下の浸透、侵食対策としては詳細点検結果による必要箇所114kmの内37kmが対策済みである。この内平成18年以降には29kmの整備を実施した。

残る77kmのうち緊急区間については、今後10ヶ年を目処に完成できるように進捗を図る。

堤防天端以下の浸食対策としては、堤防の総延長235kmの内、平成20年度までに35kmについて実施している。この内平成18年以降には18.8kmの整備を実施した。

今後に残る堤防強化と併せて整備の促進に努める。

堤防天端舗装については、堤防の総延長295kmの内、平成20年度までに210kmについて実施している。この内平成18年以降には12.3kmの整備を実施した。

今後も引き続き、堤防強化の一貫として整備の促進に努める。

側帯については、堤防の安全性向上を図るとともに、非常用の土砂等を備蓄することを目的に、5.9kmの整備を実施した。

各区間毎の安全性や緊急性をふまえて着実に進捗している。

今後も、地元と調整を図りながら計画に沿った整備を進める。

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (3)川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>1)淀川本川 戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。 淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p>2)宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m³/s の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。 これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね 1/150 の洪水に対応できることとなる。 なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。</p> <p>3)桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急を実施する。 嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水への対応を目指した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。 亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。 保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p>4)木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。 なお、上野遊水地については、関係自治体等と調整しながら管理方法を検討することとし、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
1. 施策の概要	
<p>利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして早期に実施することとする。</p> <p>また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。</p> <p>岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	
5) 瀬田川	
<p>瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において 1,500m³/s の流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。</p>	
<p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。</p>	
6) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川	
<p>琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治 29 年 9 月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>	
<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。</p>	
<p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>	
<p>さらに、大津市の中心部を流下する 8 河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。</p>	
7) 神崎川、猪名川	
<p>猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m³/s の流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。</p>	
<p>銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削が完了次第、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する。</p>	
<p>なお、猪名川における戦後最大洪水に対応した治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
----------------	-----------------------------

1. 施策の概要

< 観点と指標 >

「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。

【観点】上下流バランスの状況

[指標]実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容

【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施により、洪水位の低減状況

[指標]実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長

[指標]新設ダムの効果内容・洪水位低下量

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	
2. 進捗状況	3. 点検結果	
<p>【観点】上下流バランスの状況</p> <p>【指標】実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容</p> <p>平成18年度以降に引堤に必要な用地買収（桂川大下津地区等）、及び樹木伐採等を実施している。また、上野遊水地については、4つの遊水地のうちの長田遊水地の排水樋門が完成した。</p> <p>しかし、上下流の水位に顕著な変化をもたらす対策は完成していない。</p>	<p>河積拡大や洪水調節施設による洪水位の低下対策が完成していないことから、上下流の水位に顕著な水位変化は生じてない。</p>	
<p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施により、洪水位の低減状況</p> <p>【指標】実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長</p> <p>平成18年度以降に事業引堤に必要な用地買収（桂川大下津地区等）、及び樹木伐採等は実施しているが、河積拡大による洪水位の低下対策は実施していない。</p> <p>また、上野遊水地については、4つの遊水地のうちの長田遊水地の排水樋門が完成したが、4つの遊水地のいずれも洪水調節を開始できる段階まで整備が進んでいない。</p> <p>【指標】新設ダムの効果内容・洪水位低下量</p> <p>新規ダムについては、平成18年度から平成20年度の間も本体工事に着手せず、調査、検討を継続し、地元生活に必要な道路や防災上途中で止めることが不適當な工事のみ実施したことより、新規のダムは完成していない。</p>	<p>河積拡大による洪水位の低下対策が完成していないことから、計画高水位超過延長の減少はしていない。</p>	
	<p>まとめ</p> <p>川の中で洪水を安全に流下させるための対策の進捗状況に関わる指標については、地形や植生の変化を踏まえ、5年ごとに検討を行って進捗状況を評価する。</p>	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (4)高規格堤防(スーパー堤防)の整備</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>高規格堤防(スーパー堤防)の整備</p>

1. 施策の概要

背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れた快適なまちづくりを推進する。

整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業を実施する。

現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し引き続き関係機関と十分協議する。(図 4. 3. 2-29)

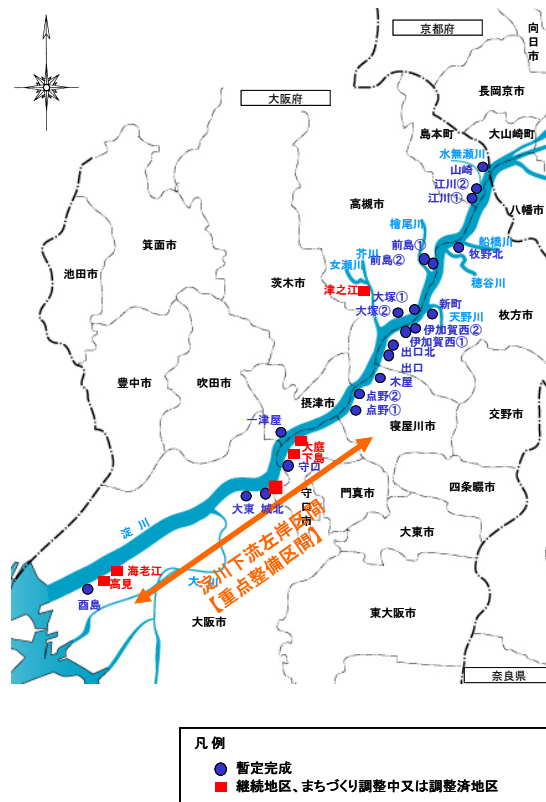


図 4.3.2-29 淀川高規格堤防重点区間

<観点と指標>

- 「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を
- 取り上げ、[指標]を設定し実施した。
- 【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況
- [指標]高規格堤防整備内容・延長

点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備										
2. 進捗状況	3. 点検結果										
<p>【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況</p> <p>【指標】高規格堤防整備内容・延長</p> <p>市街地の開発と一体で整備することで水辺の良好な都市空間を形成できるスーパー堤防については、平成 20 年度までに 21 地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。</p> <div data-bbox="276 474 790 824" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>高規格堤防整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H17</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭の 3 地区において、早期の完成を目指して実施中。</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川のつながりの構築」の [指標] 高規格堤防整備内容・延長と重複掲載</p>	年度	整備延長 (km)	~H17	4.6	H18	4.8	H19	4.9	H20	5.0	<p>平成 20 年度まで整備済み延長は 4.9 k m となっており、全体の整備率は 5.4% である。なお、重点区間内における整備率は 9.0% である。</p> <p>高規格堤防は、これまでの堤防に比べて傾斜がゆるやかで、川への行き来が容易になるとともに、家屋からの眺望もひらけ、水と緑のうるおいのある景観を確保することができ、水辺に良好な都市空間を形成できる。</p> <p>まちづくりと一体となって、進める必要があり、今後事業中の箇所について引き続き関係者と調整を進める。</p>
年度	整備延長 (km)										
~H17	4.6										
H18	4.8										
H19	4.9										
H20	5.0										

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (5)土砂対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>土砂対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。</p> <p>1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備</p> <p>＜観点と指標＞</p> <p>「土砂対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げて【指標】を設定し実施した。</p> <p>【観点】土砂移動の制御の実施状況 [指標]土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施数内容・箇所数 [指標]土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)</p> <p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況 [指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p>	

点 検 項 目	土砂対策
<p style="text-align: center;">2. 進捗状況</p> <p>【観点】土砂移動の制御の実施状況 【指標】土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施内容・箇所数</p> <p>・水系的指標: 下流及びダムへの堆砂抑制 瀬田川: 土砂整備率 22.0% 木津川: 土砂整備率 21.3% ※山腹工の評価については、現時点では不明確な部分があり、整備率としてカウントしていません。</p> <p>・土石流への対応指標: 土石流危険渓流への着手率 瀬田川: 着手率 11.6% (土石流危険渓流 I) 木津川: 着手率 11.9% (土石流危険渓流 I)</p> <p>・小規模禿しゃ地対策: 瀬田川における山腹工の実施 対象面積: 禿しゃ地 13.3ha、荒廃移行地 86.3ha 全体 99.6ha H20 年度まで: 山腹工 0.0456ha (7箇所)</p> <p>【指標】土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設) 瀬田川: 0 箇所 木津川: 1 箇所</p> <p>・モニタリング箇所数 瀬田川: 2 箇所 木津川: 1 箇所</p> <p>排砂対策については、天ヶ瀬ダムにおいて、排砂技術の検討のために貯水池内のボーリング調査を平成 19 年度に実施し、現在検討中。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数(砂防施設)と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;">3. 点検結果</p> <p>下流及びダムへの堆砂抑制、土石流危険渓流への着手が着実に実施されている。</p> <p>瀬田川流域については山腹工を大規模に展開してきており、約 1,694 ha の裸地が緑に蘇っている。再荒廃を防止するための禿しゃ地対策を進めている。</p> <p>今後も引き続き、砂防堰堤・山腹工の整備に取り組む。</p> <p>排砂及び砂防堰堤のスリット化については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討していく。</p>
<p>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況 【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p> <p>流域の土砂生産・移動・堆積の実態 淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討を淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、すすめている。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	<p>淀川水系総合土砂管理検討委員会において淀川水系全体の総合土砂管理方策の検討を実施している。</p> <p>引き続き検討を進める。</p>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (6)既設ダム等の運用検討
点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
1. 施策の概要	
<p>既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。 瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p><観点と点検></p> <p>「既設ダム等の運用の検討」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、 [指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況 [指標]既設ダムの効果内容・洪水位低下量</p>	

点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討	
2. 進捗状況	3. 点検結果	
<p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減状況</p> <p>【指標】既設ダムの効果内容・洪水水位低下量</p> <p>既設ダムについては、洪水時に洪水調節を行うことにより、水位を低減する効果を発揮している。平成 18 年度～平成 19 年度においては、室生ダム・布目ダム・一庫ダム・日吉ダムの 4 ダムで計 8 回洪水調節を行った。</p> <p>特に、効果の大きかった平成 19 年の日吉ダムの事例では平成 19 年 7 月 12 日から 13 日にかけて日吉ダム上流域で梅雨前線の活発化により、総雨量 106mm（流域平均）を観測した。</p> <p>その際、日吉ダム下流の亀岡地点における洪水調節による水位低減効果は、約 1 m と推定される。</p>	<p>平成 20 年度は、大きな洪水がなかったものの、平成 18 年、19 年は洪水調整により、下流河川の水位低減に大きく寄与した。</p> <p>今後、引き続き既設ダムの容量を最大限に活用するため、弾力的な運用などの手法やダム再編、運用の変更について検討する。</p>	

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.3.高潮対策
点 検 項 目	高潮対策
1. 施策の概要	
<p>①橋梁対策 事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p> <p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄西大阪線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。 イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p> <p>③ソフト対策 大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p> <p><観点と指標></p> <p>「高潮対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p>・ ・ ・ 【観点】高潮被害軽減の実施状況 ・ [指標]橋梁の嵩上げ内容・箇所数 ・ [指標]陸閘操作の改善内容・箇所数 ・</p>	

施 策 名	高潮対策	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
<p>【観点】高潮被害軽減の実施状況</p> <p>【指標】橋梁の嵩上げ内容・箇所数 高潮被害軽減策としては、阪神西大阪線、伝法大橋、新伝法大橋、淀川大橋、阪急神戸線、阪急宝塚線、阪急京都線の架替が対象となり、引き続き関係機関と実施に向け調整していく。</p> <p>【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数 淀川陸閘の機械設備の改造（油圧ポンプ能力を向上）により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。（平成16年度）</p> <p>点検項目「津波・地震対策」の【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>		<p>平成18年度以降では、高潮対策の堤防が未施工であった西島地区の築堤0.3kmを平成19年度に実施し、全川において高潮堤防の設置が完了した。</p> <p>高潮に対して流水の阻害となる橋梁については、架け替えに向けて引き続き調整を図っていく。</p> <p>また、堤防高は確保されたものの一部の橋梁部で陸閘となっており、引き続き適切な管理に努めていく。</p> <p>さらに、計画規模を越える高潮に対しても被害を最小に押さえるため、大阪湾高潮対策協議会（平成19年度設立）において関係府県と共同して危機管理行動計画を検討していく。</p>

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.4.地震・津波対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>地震・津波対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>(1) 地震対策</p> <p>①河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、レベル1地震動（供用期間中に1～2度発生する地震動）及びレベル2地震動（現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動）に対する耐震対策を継続して実施する。上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p> <p>②地震等総合的防災対策 ア) 緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋（国道2号）から木津川大橋（国道1号）までの区間、右岸は淀川大橋（国道2号）から大山崎（国道171号）までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。 イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、新たな船着場の設置について検討する。 ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p> <p>③淀川大堰開門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に開門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について環境影響への調査検討を実施する。</p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p> <p>(2) 津波対策</p> <p>①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</p> <p>②淀川大堰の津波対応 予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</p> <p>③陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄西大阪線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。 イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>	

1. 施策の概要

<観点と指標>

「地震・津波対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。

【観点】地震対策事業の実施状況

[指標] 河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数

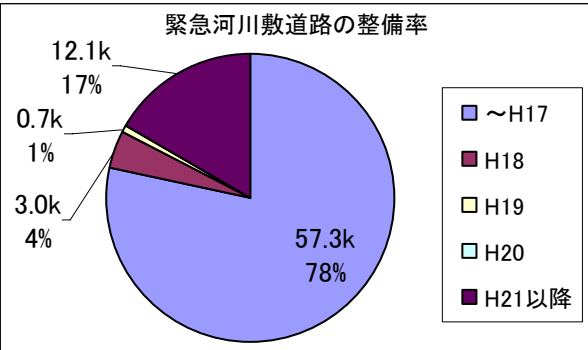
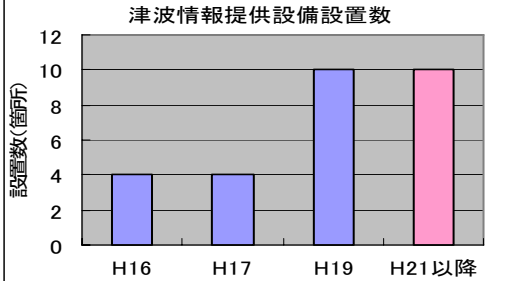
[指標] 緊急河川敷道路の整備内容・延長

【観点】津波対策事業の実施状況

[指標] 津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数

[指標] 津波情報提供設備の設置内容・設置数

[指標] 陸閘操作の改善内容・箇所数

点 検 項 目	地震・津波対策																			
2. 進捗状況	3. 点検結果																			
<p>【観点】地震対策事業の実施状況 【指標】河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数 各河川についての河川管理施設の耐震対策の実施状況を以下に示す。 レベル1対応については実施済み レベル2対応の点検マニュアルが平成19年に策定されたことを受け、順次点検を実施中。 ・堰：耐震点検2箇所 （対策必要箇所2箇所の内1箇所で対策実施中） ・水門・樋門：耐震点検5箇所（2箇所で対策の必要有り） ・堤防：点検1.0km</p> <p>【指標】緊急河川敷道路の整備内容・延長 緊急河川敷道路については、災害時に公共交通機関の代替えとして人・物の輸送を緊急的に行うことを目的として整備を進めている。 平成19年度までに整備した緊急河川敷道路の整備延長の累計を下記に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="231 884 821 1232"> <caption>緊急河川敷道路の整備率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延長 (k)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>57.3k</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>3.0k</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>0.7k</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>12.1k</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>H21以降</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延長 (k)	割合 (%)	～H17	57.3k	78%	H18	3.0k	4%	H19	0.7k	1%	H20	12.1k	17%	H21以降	-	-	<p>レベル2の耐震点検が完了した淀川大堰では対策を実施中。 瀬田川洗堰でも点検の結果、対策が必要となっている。その他、水門・樋門でも耐震点検結果2箇所で対策が必要となっており対策実施に向け進捗が図られている。堤防についても順次点検を実施中。</p> <p>緊急河川敷道路を淀川において、全体計画73.1kmのうち、平成19年度までで61.0kmを整備済み。 今後、残る区間の整備に向けて調整を進める。</p>	
年度	延長 (k)	割合 (%)																		
～H17	57.3k	78%																		
H18	3.0k	4%																		
H19	0.7k	1%																		
H20	12.1k	17%																		
H21以降	-	-																		
<p>【観点】津波対策事業の実施状況 【指標】津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数 現時点での作成市町村なし</p> <p>【指標】津波情報提供設備の設置内容・設置数 平成16年度～平成19年度の各年度に淀川において整備したスピーカー、情報表示板等の津波情報提供設備の設置数を下記に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="287 1556 798 1836"> <caption>津波情報提供設備設置数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H21以降</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数 淀川陸閘の機械設備の改造（油圧ポンプ能力を向上）により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。（平成16年度） 点検項目「高潮対策」の【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	年度	設置数 (箇所)	H16	4	H17	4	H19	10	H21以降	10	<p>津波発生時における、河川利用者への避難誘導、情報提供を目的としたスピーカー、情報掲示板等の設置については、残る10基についても順次整備を進め、情報提供手法の拡充を図る。</p> <p>堤防高は確保されたものの一部の橋梁部で陸閘となっており、引き続き適切な管理に努めていく。</p>									
年度	設置数 (箇所)																			
H16	4																			
H17	4																			
H19	10																			
H21以降	10																			

河川整備計画での
記載箇所

4.河川整備の方針と具体的な整備内容

4.3.治水・防災

治水・防災の要点

作成中

(堤防強化や川の中で洪水を安全に流下させるための対策を一体的に
わかりやすくまとめる)

淀川水系流域図

